

岡崎市私立保育所園舎建替等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により設置された私立保育所を運営する社会福祉法人の当該保育所の園舎のうち、建替等を必要とするものの建替等事業を進め、保育環境の向上を図るため、園舎建替等に要する経費に対し、予算の範囲内において岡崎市私立保育所園舎建替等事業費補助金（以下「市費補助金」という。）の交付を行うことに関し、岡崎市社会福祉法人助成手続条例（昭和43年岡崎市条例第15号）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 社会福祉法人

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、法第35条第4項の規定により、認可を受けた保育所を設置運営する法人をいう。

(2) 補助事業

市費補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 園舎建替等事業

令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」（以下「国交付要綱」という。）に規定する施設整備のことをいう。

(市費補助金の対象及び補助額)

第3条 市費補助金の対象は、園舎建替等事業に要する費用であって、国交付要綱に規定されるものとする。

2 補助額は、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 別紙補助単価表により、項目ごとに算出した補助基準額の合計により得た額（大規模修繕等に該当する場合を除く）。なお、国交付要綱の8の(1)の①に該当する場合は別紙1-1、8の(1)の②に該当する場合は別紙1-2における補助単価表を適用するものとする。

(2) 補助の対象となる経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に4分の3を乗じて得た額。

ただし、大規模修繕等に該当する場合は、3者以上の見積もりを取得（うち、1者は市等の公的機関の見積もりとし、取得が困難な場合は理由書及びそれに代わる、民間事業者の見積書を添付すること。）し、そのうち最も低い額の見積書

を基として、補助の対象となる経費の実支出額とすること。

- (3) 同項第1号により算出した額と同項第2号により算出した額を比較し、いずれか少ない方の額（大規模修繕等に該当する場合は、第2号により算出した額）に事業年度の進捗率を乗じて得た額を補助額とする。

なお、同項第1号により算出した額が選定され、かつ、別紙補助単価表の「特別保育等の開設準備費加算」の適用がある場合、補助額は当該加算を除いた額に事業年度の進捗率を乗じて算出するものとし、当該加算分は本体工事（仮設施設の解体工事を除く）終了年度に交付するものとする。また、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。

（交付の対象除外）

第4条 次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) その他施設整備として適当と認められない費用

（交付の条件）

第5条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 補助事業の内容のうち、事業計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止（一部中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等証拠書類を整理し、これらの帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2

号の規定により別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも市長が別に指示する期日までに報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を返還しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 市長の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合のほか、本要綱及び国交付要綱に付されている条件等に違反した場合等には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、岡崎市が定める「社会福祉施設整備に係る契約事務の基準」に基づいて行わなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該行為を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業により取得しようとする施設は、耐震性に充分配慮されたものでなければならない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1号による市費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長が定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 市長は、規則第6条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(指導監査)

第8条 補助事業の実情及び社会福祉法人の会計事務を確認するため、実施設計・建設工事の中間時点及び完了時点等必要に応じて、請負業者立会いのもとで指導監査を行うこととする。

(変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書に次のうち必要な書類を添え（(1)から(3)は内容を変更するときに添えること）、市長が定める時期までに提出し、承認を受けなければならない。また、この場合に市長は必要に応じて交付決定内容を変更し、又は条件を付することがある。

- (1) 変更後及び変更前の収支予算書
- (2) 変更後及び変更前の申請額算出内訳書
- (3) 変更後及び変更前の事業計画書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条の規定に基づき、様式第3号による市費補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添え、補助事業の完了（第9条に基づく中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 精算額算出内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部を概算払により交付することができる。また、この場合、補助事業者は、様式第4号による概算払承認申請書に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。

- (1) 請負業者から補助事業者への請求書の写し

(2) その他、市長が必要と認める書類

2 前項に基づく概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、同日以前になされた交付申請のうち、平成28年度に完了する補助事業については、この要綱の規定に基づき補助額に係る変更の承認申請をすることができるものとする。

2 この要綱は令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。ただし、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。ただし、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。ただし、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。ただし、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。